

# 厚木市公契約条例対象事業者・労働者向けアンケート 集計結果 概要

アンケート実施期間: 令和4年12月～令和5年1月

事業者向け【対象事業者数: 50者、回答件数: 39者】 回答率78%

労働者向け【対象労働者数: 820人、回答件数: 689人】 回答率84%

項番	概要
1	公契約条例について、89.8%の事業者は「理解できている」「ほぼ理解できている」との回答であった。前回調査(平成30年度実施)と比べて、1.3%上昇した。
2	労働報酬下限額等の労働者への周知方法について、全事業者が周知を実施しており、そのうち42.0%の事業者が「作業場等への掲示」により周知をしていた。「作業場等への掲示」は前回調査と比べて5%増加した。「労働者へ口頭により説明」は40.0%だった。「対象労働者個人への書面の交付」は10.0%と前回調査より9%減少した。また、複数の方法を用いて周知している事業者もいた。
3	労働報酬下限額の適用について、65.0%の労働者が「知っている」と回答した。前回調査と比べて8%減少した。そのうち、33.6%の労働者が「口頭による説明」、28.3%が「作業場等への掲示」で知ったとの回答であった。
4	労働報酬下限額が適用される案件の賃金について、「概ね増加している」と回答した事業者は、時間単価が48.7%、月額単価が43.6%であったが、労働者では「いつもと変わらない」との回答が61.8%であった。
5	労働報酬下限額が適用されたことによる、労働者の人数変化について、5.1%の事業者が「概ね増加している」と回答した。また、10.3%の事業者が「概ね減少している」と回答し、「変わらない」と回答した事業者は84.6%だった。
6	労働環境の整備への効果について、77.0%の事業者は「効果がある」「今後効果がある」と回答し、前回と比べて28.5%上昇した。
7	労働意欲の向上への効果について、59.0%の事業者は「効果がある」「今後効果がある」と回答し、前回調査と比べて13.5%減少した。また、56.7%の労働者が「意欲の向上につながると思う」との回答であり、前回調査と比べて4.7%増加した。
8	仕事の質の向上への効果について、48.7%の事業者が「効果があった」「今後効果がある」と回答し、前回調査と比べてほとんど変化はなかった。また、52.0%の労働者が「質の向上につながると思う」と回答し、前回調査と比べて5.8%増加した。
9	地域経済の活性化について、53.9%の事業者が「効果がある」「今後効果がある」と考える」との回答であり、前回調査と比べて13.6%減少した。「効果がない」とする事業者も38.5%いた。
10	台帳の提出等について、61.5%の事業者が「見直しの必要はない」との回答であった。前回調査と比べて8.5%減少した。また、台帳に実際の賃金を記入することについて、69.2%の事業者が「反対」との回答だった。
11	労働報酬下限額の設定金額等について、64.1%の事業者が「課題はない」との回答であった。前回調査と比べて13.4%減少した。
12	労働者の60.8%が、公契約条例が必要だと思うと回答した。前回調査と比べて5.2%増加した。